

札幌ビジネスメール便利用規約

(1) 札幌ビジネスメール便ご利用にあたっての条件

1. 封入するチラシ、パンフレットは 19,000 部をご用意頂き、当所が指定する場所へ、納品締切日までに納品して頂きます。なお、残部が発生した場合は原則として返却いたしませんのでご了承ください。
2. 当所に事前に連絡も無く、期日を過ぎてもチラシ等が納品されない場合には、利用者の都合により当該月の利用を放棄したものとさせていただきます。
3. 投機性のあること、または投機性があると判断されること、公序良俗、関係法規に違反するもの、当所自体の事業と類似あるいは競合するものなど、内容によってはお断りする場合があります。また信書に該当するものは対象外になります。
4. 郵送先に関する情報・リスト等に関してはお渡しできません。予めご了承ください。

(2) 信書について

- 不特定の方に配布中のお知らせを顧客に送付する場合など、特定の方ではなく、広く一般に向けて事実を通知する文書は信書に該当しません。一方、会員限定のセール案内を会員に送付する場合など特定の受取人に対して意思を表示したり事実を通知する文書は信書に該当します。
- 受取人は個人か法人かを問いません。差出人がその意思の表示または事実の通知を受ける者として「〇〇会社 御中」と記載していれば、それは〇〇会社に対しての意思の表示または事実の通知となるため信書に該当します。
- 信書に該当するか否かは、個人情報を含むかどうかではなく、その文書の内容が、特定の受取人に対して、差出人の意思を表示したり、事実を通知するものであるかによって判断されます。

例)「札幌商工会議所会員の皆様へ」などの文言も信書に該当します。

※詳細については総務省ホームページ「信書に該当する文書に関する指針」をご確認ください。

(3) 申込期限

封入希望月の申込締切日までに申込用紙に必要事項をご記入の上、FAX またはメールにてお申込みください。当所ホームページの申込フォームからお申込みいただけます。なお封入物の内容についても事前確認が必要となりますので、お申込みとあわせて封入物のデータもお送りください。

(4) 納品場所

札幌商工会議所 事務センター 宛

〒060-8610 札幌市中央区北1条西2丁目 北海道経済センター地下1階